

令和7年度第1回向日市まちづくり審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年6月26日(木)

午前10時10分～午前11時35分

(2) 場 所 永守重信市民会館 第2会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 7名

(2) 出席委員数 6名

1号委員 岡 絵 理 子

〃 阿 部 大 輔

〃 沖 一 雄

2号委員 金 田 由紀子

3号委員 内 藤 良 辰

〃 野 田 真 里

[傍聴者] 7名

3 議事

(1) 会長の選出について

(2) 向日町競輪場地区のまちづくりに係る都市計画の提案について

令和 7 年度 第 1 回 向日市まちづくり審議会

日時：令和 7 年 6 月 2 6 日

開会 午前 1 0 時 1 0 分

1 議事（1）会長の選出について

○事務局 それでは、議事の一つ目、会長の選出に移りたいと存じます。

議事の進行上、会長の選出につきましては、司会の方で進行を進めさせていただきます。

会長の選出につきましては、向日市まちづくり条例施行規則第 7 条第 2 項の規定から、会長は、委員の互選により定めることとなっております。

会長についてご意見は、ございますでしょうか。

○委員 会長には、本まちづくり審議会や向日市空家等対策協議会の会長を務められており、まちづくりに関する知識や他都市での経験も豊富な、岡委員が適任と考えますので推薦します。

○事務局 岡委員を会長にとの、お言葉がありました、委員のみなさま、いかがでしょうか。

ご意見が無いようでしたら、委員の拍手を持って、互選という形をとらせていただきます。

（拍手）

○事務局 ありがとうございます。

岡委員が会長に選出されましたので、委員には会長席へご移動をお願いいたします。

（会長着席）

○事務局 岡会長には、令和 8 年 5 月末までの間、よろしくお願い申し上げます。

それでは岡会長、ひと言お願いいたします。

○会長 会長に推薦していただき、ありがとうございます。

向日市は非常にコンパクトなまちですが、その中に、市街化調整区域や工業地域があります。

基本的には戸建てが多い住宅街というところですが、いろんな機能があるため、輻輳もあるかと思います。

そのような中で住みやすいまちになるよう、皆様と協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは次に、会長の職務代理者の指名に移らせていただきます。

向日市まちづくり条例施行規則第7条第4項の規定により、職務代理の指名は会長が行なうこととなっておりますのでご指名をよろしくお願いします。

○会長 職務代理者の指名ですが、私といたしましては、他都市での委員経験が豊富な1号委員の阿部委員を指名したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

阿部委員には、職務代理を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

2 議事（2）向日町競輪場地区のまちづくりに係る都市計画の提案について

○事務局 それでは、「向日町競輪場地区のまちづくりに係る都市計画変更の提案」について、説明させていただきます。

私は、都市計画課の近藤と申します。

どうぞよろしくお願いします。

今回、審議会に諮る議題であります。京都府から都市計画提案のありました、図の赤枠で示している箇所、向日町競輪場地区について、ご審議いただきたいと思います。

また、今回の審議に関し、市民の方から、慎重なご審議をとの要望が寄せられて

おります。

事務局として、参考までにご報告いたします。

それでは、画面のパワーポイントを使って、説明させていただきます。

説明は約 35 分となります

本日の説明の流れでございますが、まず、①都市計画提案手続きの流れについて、説明させていただき、その後、京都府から提案していただきました内容②～⑧について、最後に、⑨提案内容の審査について、ご説明いたします。

はじめに、都市計画提案制度の手続きの流れについてご説明させていただきます。

都市計画提案制度の大きな流れとしましては、はじめに、提案者が提案する都市計画素案を作成し、住民説明会や提案する区域の土地所有者の 3 分の 2 以上の同意を得た上で、提案書を市に提出します。

提案を受けた市では、提案内容について、都市計画決定又は変更を行うかどうかの判断を、見解書という形で行いますが、その前に、まちづくり審議会でご意見をお伺いし、ご意見を踏まえ、市で見解書を作成し、公表を行います。

仮に、市の判断が都市計画の決定を行うというものであれば、市で都市計画手続きに入り、関係機関との協議や都市計画審議会に諮っていくことになります。

市の判断が都市計画の決定が必要ないというものであれば、見解書の公表前に本市の都市計画審議会にご意見をお伺いすることとなっております。

それでは、これまでの経緯ですが、本年 4 月 25 日～5 月 6 日まで、周辺住民等を含め、向日市域全体に対して、説明会を実施され、地権者の 3 分の 2 以上の同意を取得され、去る 6 月 6 日に市へ提案書を提出されました。

そして本日まちづくり審議会のご意見をお伺いする予定としております。

手続きの流れとしましては、以上でございます。

次に、本市議会において、審議していただく審査内容についてご説明いたします。

今回、京都府から都市計画提案を受けたことから、向日市まちづくり条例第 25 条

による審査基準に基づいた審査を行い、都市計画変更を行うかどうかの判断をする必要があります。

審査基準といたしまして、「まちづくり計画に即していること」「提案内容」「区域の設定について、合理的な根拠があること」「周辺の住民等に対する十分な意見聴取を行っていること」「周辺環境等に配慮していること」「関係条例、規則等」「関係計画、方針等に即していること」「市長が必要と認める基準に則していること。」とあり、本日のまちづくり審議会において審議していただく内容としては、1～5番目となりますのでよろしくお願いいたします。

ここからは、京都府から提案いただきました内容についてご説明いたします。

まず、②地区の現況についてご説明させていただきます

はじめに、向日町競輪場地区の現況についてご説明いたします。

向日町競輪場地区の立地特性としましては、道路としては、東側に都市計画道路御陵山崎線、北側に府道柚原向日線に隣接しており、鉄道としては、JR向日町駅、阪急東向日駅、西向日駅からいずれも徒歩圏内であり、交通利便性に優れています。

周辺には向日市役所、市民会館等の行政機能が集中する一方、住宅が隣接している立地状況となっています。

次に向日町競輪場の現況についてご説明させていただきます。

向日町競輪場は昭和25年に開設以来、その収益を京都府財政に貢献してきましたが、施設の多くが昭和40年代に整備されており、老朽化が進んでいる状況です。

左下が、競輪新聞販売所、右上が、中央投票所、右下が、スタンド裏の写真となります。

いずれについても、相当、老朽化している状態であります。

この地区には、南側の居住環境と競輪場の娯楽・レクリエーション機能との調和を図るため、平成8年、南側に広場（緑地）空間を配置した地区計画を策定しております。

しかしながら、従来からの飲食店等が依然として立地しており、また、外観もコンクリート擁壁やトタン塀など、圧迫感があり、周辺の居住環境と調和が図られているとは言い難い状況になっています。

さらに、地区計画の目標である娯楽・レクリエーション機能の充実を図る競輪場再整備において、敷地南側にひとかたまりの広場を設定すると、多くの人が集う、人だまりが想定されます。

そのため、喧騒による南側住環境に影響する恐れもあることから、広場設定の目的の一つである緩衝帯とならない恐れがあります。

つづきまして、③都市計画を提案する団体についてご説明させていただきます。

向日町競輪場再整備・運営、（仮称）京都アリーナの整備・運営等を行っている京都府でございます。

京都府におかれては、この向日町競輪場地区において、先ほど述べたような課題があることから、従来の地区計画を競輪場再整備と整合する計画に変更するため、今回の地区計画変更提案に至ったものでございます。

つづきまして、④これまでの経過についてご説明させていただきます。

ご覧のとおり、向日町競輪場の再整備に向けて、京都府において検討を進めてこられました。

令和4年3月、京都府包括外部監査において、競輪事業の存続が結論づけられ、令和5年10月と令和6年2月、向日町競輪場基本構想に係る説明会が実施され、令和6年3月、競輪場余剰地でのアリーナ整備を決定されました。

その後、令和6年5月、アリーナ整備等事業に係る事業者公募を開始され、説明会を経て、令和7年3月、アリーナ整備等事業の契約締結をされたところです。

アリーナ整備等の事業者と契約締結に至ったことから、アリーナの提案内容や都市計画変更素案、競輪施設の整備概要、周辺環境の整備について、去る4月25日から5月6日までの間、合計8回、市内公民館や市民会館において住民説明会を開催され

ました。

その中で、出された意見等については、後ほど説明させていただきます。

これらの手続きを経て、京都府から市に対して、都市計画変更素案の提案があったものでございます。

つづきまして、⑤まちづくりの目標及び整備内容についてご説明させていただきます。

まず、まちづくりの目標についてですが、アリーナ・競輪場それぞれコンセプトがあり、アリーナにおいては、京都のシンボルとなるアリーナ、スポーツ・文化の拠点となる多用途施設、地域に愛されるアリーナ、災害に備えた安心安全のアリーナとし、競輪場においては、安全・快適で、コンパクトな競輪場、自転車競技関係者や自転車愛好家が集う競輪場、地域と共生する競輪場としております。

そして、両施設の合わせた敷地全体のまちづくりとして、「向日町競輪場敷地全体を地域に開かれた空間にすること」「競輪場・アリーナの整備をきっかけとした地域の活性化、まちづくりにすること」の実現を目指すことを目標とされております。

次に、競輪場敷地の整備内容についてご説明させていただきます。

整備前は、敷地全体を競輪事業として利用しており、競輪施設が敷地内全体に点在し、敷地南側の地区計画の広場（緑地）として設定されているエリアに飲食店が立地している状況でございました。

整備後は、敷地南西にメインアリーナの建設、その東にサブアリーナを配置することで、住宅地との緩衝帯を確保するとともに、サブアリーナ自体が防音壁として機能することで近隣住民への騒音抑制を図るなど、居住環境へ配慮をした計画とされております。

また、バスケットボール広場や遊具広場等のエリアに加えて、アプローチ広場及びデッキ下空間も整備して、イベント開催時以外にも使用できるように計画されております。

また、歩行空間を確保するため、赤線のとおり、競輪場敷地を後退させ、黄色線

に遊歩道を整備する予定でございます。

つづきまして、⑥周辺環境の整備についてご説明させていただきます。

競輪場再整備と合わせまして、ご説明させていただきます。

交通対策として、アリーナや競輪場に来られる方は、公共交通機関の利用をメインとして、徹底したソフト対策と、効果的なハード整備を実施し、アクセスルートの円滑化や分散化を図られます。

まず、ソフト対策では、公共交通機関への来場を徹底し、車での来場を抑制した上で、歩行者に対しては、来場する「時間」と「ルート」で、分散を図ります。

時間による分散の一例としては、イベント前のグッズ販売や時差退場の徹底等、ルートによる分散の一例としては、誘導員の配置、飲食店等への誘導、シャトルバスの運行等があり、こうした検討を進めていかれます。

また、アクセスルートについては、現在、検討されているところでございます。

次に、ハード対策としまして、関係車両を、物集女街道をメイン動線にするのではなく、道路幅が広く、交通混雑が比較的少ない西側道路に誘導することで、周辺道路の交通混雑を緩和します。

また、短期・中長期の視点から、向日市をはじめ周辺市町と連携し、中長期対策として1路線、短期対策として3路線、合計4路線の整備に取り組まれます。

具体的な道路整備としては、これまでから乙訓地域のまちづくりの主軸となる都市計画道路御陵山崎線の整備を進めてきており、現在、寺戸事務所前の北側約210mのA工区、競輪場前の約190mをB工区として事業中でございます。

また、競輪場前の福社会館前交差点から北側約510mのC工区につきまして、新規に着工されたところです。

なお、向日市においても、府道中山稻荷線より南の箇所約230mについて、事業中でございます。

さらに、競輪場西側の府道中山向日線の大原野口交差点につきましては、競輪場

に最も近い、アクセスによる交通集中への対策として、円滑な交通が確保できるよう整備が検討されています。

また、さきほどのご説明と重複いたしますが、関係車両については、交通混雑が比較的少ない、黄色で示しております、中山向日線や中山稲荷線に誘導する予定となっております。

次に、競輪場敷地周囲の外周道路の整備についてご説明いたします。

青色で示しております、競輪場の西側及び南側の市道についてであります、本路線については、競輪場敷地をセットバックし、道路拡幅を計画されています。

現在、歩道はなく、道路幅員におきまして、約4.9mから7mであります、今回、整備することで、左側に記載しているとおり、住宅側に2.5mの歩道、車道は5.5mに拡幅、競輪場側にも、2.5mの遊歩道、計10.5mの整備を計画されております。

また、道路拡幅に伴い、コンクリート擁壁とトタン塀を撤去し、セットバック後、高さを抑さえた擁壁に、法面処理と緑化で、オープンな空間に改善されます。

なお、敷地外周に切れ目ない歩道を整備し、周遊できる環境で、憩える空間を創出される計画となっております。

また、緑色で示している、通学路に指定されているため、安全性についても向上され、非常に整備効果が高いものとなっております。

次に、黄色で示しております、競輪場北側に位置しております府道柚原向日線についてであります、現在、歩道がないことから、歩道の整備をするとともに、福祉会館前交差点の南西箇所も整備し、歩道を設置する計画をされています。

つづきまして、⑦地区計画の内容についてご説明させていただきます。

地区計画とは、地区の課題や特性を踏まえ、まちづくりの目標を設定し、その実現に向けて広場等の施設計画を定めることにより、その地区にふさわしい「まちづくり」を進めていく手法です。

今回の、京都府から提案されました地区計画変更の提案理由としましては、競輪

施設とアリーナ施設を併設し、スポーツ振興と文化発信機能をもつ新たな交流拠点の創出を機に、周辺の居住環境との調和を現行計画よりも促進するために地区計画の変更を提案されたものです。

今回、市道拡幅や広場を再設定することにより、周辺の居住環境との調和を図ることができます。

次に、地区計画の計画書についてご説明いたします。

新旧対照表をお示ししており、現行計画から変更となる部分を赤字にしております。

まず、地区計画の目標について、これまでは競輪場施設のみであったため、施設としていたところを、今回アリーナ施設を併設することから地区と変更しております。

土地利用の方針について、アリーナを整備することから屋内スポーツ施設等を追加しています。

地区施設の整備方針について、都市計画道路と文言修正しております。

また、緑地を設けるとしておりましたが、広場及び緑地等を設けるに変更しております。

地区施設の配置及び規模について、広場（緑地）1箇所約4,600㎡を広場（緑地・遊歩道を含む）約5,000㎡ ただし、広場は、駐輪場等の構造物の面積を除くに修正しております。

次に、地区計画図についてです。

新旧対照表をお示ししており、変更点を赤字で記載しております。

現行計画図の緑色の住宅地の緩衝帯となる広場の面積を、これまで以上に確保した上で形状を変更しております。

次に、変更後の地区計画図と今回の整備計画を重ねた図面で、広場の変更について説明します。

現行の広場の面積を拡大し、南側の一部だけでなく、できる限り住宅地と接する

部分に広げ、さらに競輪場内からの喧騒の防音等の効果のあるサブアリーナを設置することで緩衝帯としての機能が向上しています。

その上で、広場の東側には憩える空間として、バスケ広場や遊具広場の設置を予定しております。

さらに、広場として設定している箇所だけでなく、アプローチ広場やデッキ下空間も設け、市民の方が日常的に利用できる空間を拡大する計画となっています。

以上のとおり、今回の変更によって、これまで以上に娯楽・レクリエーション地区と周辺住宅との調和を図るものです。

つづきまして、⑧意見等の要旨及び回答についてご説明させていただきます。

今回の都市計画変更の提案に当たり、京都府において、説明会を開催されております。

説明内容ですが、京都アリーナの整備・運営等事業について、向日町競輪場の再整備・運営事業等について、都市計画（地区計画）の変更についてなどを説明されております。

案内チラシの配布範囲は、広く、周辺住民を含む向日市域全体へ全戸配布をされております。

4月25日から5月6日までの8日間、市内公民館等で開催され、合計631名が参加されました。

その場での質疑や説明会で配布したアンケート結果については、ご覧のとおり、分類ごとに集計しております。

集計結果では、道路整備に関するご意見が多く寄せられたことが分かります。

では、最初に（11）地区計画に対しての意見についてご説明いたします。

その後、地区計画以外にも、多くのご意見を頂いているため、お示しさせていただきます。

地区計画の広場（緑地）を細長い形状にすることで、憩いの場としての機能が果

たせなくなるのではないかという、ご意見がございました。

回答としましては、敷地の南西に帯状に緩衝帯としての機能を果たすとともに、現行よりも面積を拡充することで、より近隣住宅の環境に配慮するものであり、また、イベント開催時以外でも地域利用が可能なバスケット広場や遊具広場など、憩いの場を設置する計画である、と回答されております。

次に、地区計画以外のご意見について、ご説明いたします。

向日町停車場線は日常的に渋滞が発生しており、現状の道路形状では混乱が生じるので対策をお願いしたいとの質問がありました。

回答としましては、関係車両は交通混雑が比較的少ない競輪場西側に誘導するとともに、公共交通機関での来場を徹底し、時間・ルートの分散化により、向日町停車場線への交通集中を回避する計画である、と回答されています。

次に、アリーナが来ることは大変喜ばしい。

道路事情も課題が見えたことでよくなる。

観光、商工、飲食も潤ってほしい、というご意見がありました。

回答としましては、アリーナ・競輪場の整備により、これまでと違う層の来場者が増えるのではないかと考える。

本事業にあたっては、地元の商工会、観光連盟、飲食店、各スポーツ団体など、様々な事業者から要望いただいているので、それらを踏まえて地元の活性化に資する施設にしていきたいと考えている、と回答されています。

次に、説明会は昨年6月に開催された後、本事業に関する報道はあったものの、住民へのお知らせはなかった。

住民の声を聴かずに進めているのではないか、というご質問がありました。

回答としましては、構想段階から説明会を開催しており、令和5年度は10月と2月、令和6年度は6月に、各2回ずつ説明会を実施し、計6回行ってきた。

今回も8回説明会を開催するなど、節目節目で説明会を開催してきたところであ

り、説明会という形態に関わらず、ホームページのフォームや電話、メールなどあらゆる手法で御意見をお聴きしながら進めていくこととしていると回答されています。

次に、交通アクセスや渋滞が心配される中、なぜ向日市にアリーナを建設するのか、というご質問がありました。

回答としましては、京都府における屋内スポーツ施設の整備状況が全国的に低位にある中、外部有識者等からアリーナ整備の必要性を確認したものの。

また、建設地については、複数の府有地を比較検討し、アクセスや建設費などを総合的に検討し、向日町競輪場敷地に整備することとした。

なお、アリーナ整備に向け10万筆を超える署名や向日市からも要望があり、交通アクセス等については、ソフト対策とハード整備に取組み、交通の分散化を図っていく、と回答されています。

次に、アリーナの防災機能についてのご意見がありました。

回答としましては、災害に備えた安心・安全のセーフティアリーナとして、指定避難所としての高度な機能を確保する、と回答されています。

次に、遊歩道や周辺道路に期待するご質問がありました。

回答としましては、アリーナ整備だけでなく、開かれた空間をコンセプトとして、日常的にジョギングや散歩などで利用いただき、地域の皆様によかったと言ってもらえるようなアリーナにしていきたい、と回答されています。

次に、来場者の動線についてのご質問がありました。

回答としましては、公共交通機関による来場を徹底し、車での来場を抑制する。

歩行者については、時間やルートによる分散化等のソフト対策を講じていく。

今後、運営事業者等と具体的な動線の検討を進めていく、と回答されています。

次に、高さ30m程度のアリーナが建設されることで日照への影響、景観上の圧迫感、イベント時の騒音・振動が心配される、とのご意見がありました。

回答としましては、アリーナは住宅地の北側に位置するため、日照への影響は生

じない見込み。

住宅地との間には歩道・車道・遊歩道のほか、一部は緑化法面やサブアリーナを配置することにより近隣住宅への圧迫感を軽減する計画である。

イベント時の騒音・振動については法令基準を満たすよう、設計段階でシミュレーションを実施し、必要な対策を行う、と回答されています。

つづきまして、⑨提案内容の審査についてについてご説明させていただきます。

冒頭お示しいたしました審査基準について、各項目毎に審査の概要をご説明いたします。

審査基準といたしまして、「まちづくり計画に即していること」「提案内容」「区域の設定について、合理的な根拠があること」「周辺の住民等に対する十分な意見聴取を行っていること」「周辺環境等に配慮していること」の5項目となります。

配布資料2-5と同様のものですので見やすい方をご覧ください。

審査事項の一つ目、まちづくり計画に即しているかについてですが、「本提案は、競輪場施設（向日町競輪場）の集約化を図り、オープンスペースや緑地、屋内スポーツ施設等を適切に配置することにより、地域住民をはじめとした府民の憩いの場の創出と周辺の居住環境との調和を企図したものであり、第3次向日市都市計画マスタープランに位置付けられた「娯楽・レクリエーション地区の土地利用方針（周辺環境に配慮しながら多面的な施設の活用）」に即した内容であると考えております。

なお、参考までに前のスライドに市計画マスタープランの土地利用方針を掲載していますが、向日町競輪場については、土地利用方針としましては、娯楽・レクリエーション地区でございまして、周辺環境に配慮しながら多面的な施設の活用による娯楽・レクリエーション機能の充実を図るとしています。

もどりまして、審査事項の二つ目、提案の内容について合理的な根拠があるかですが、本提案は、西側・南側の市道拡幅や広場（緑地・遊歩道を含む）を再設定することにより、住宅地とのバッファエリア（緩衝帯）の拡充や防音効果のある施設配置

など、居住環境との調和を図る開放的でオープンな空間を創出するものである。

また、このような空間整備により、周辺住民にとっての住環境への影響を抑えるとともに、地域全体としての快適性や安全性の向上が期待され、市民生活の質の向上にも資する。

なお、広場（緑地・遊歩道を含む）について、南側住宅の環境を確保する適正な配置であるとともに、変更前から面積が増加しており、区域内及び周辺住民等の利益も考慮した計画となっていることから、合理的根拠があると考えております。

次に三つ目の提案に係る区域の設定について合理的な根拠があるかについてですが、提案区域につきましては、本提案の区域は、現地区計画と同じであり、当地区のまちづくりの目標を実現するにあたって地区計画を定める必要のある土地であります。

また、道路等の地形地物で区切られた、一体として整備し、開発し、又は保全すべき一団の土地であることから、合理的な根拠があると考えております。

次に四つ目、住民等に対して説明会を行い、十分な意見聴取を行っているかについてですが、周辺住民を含めた計8回の説明会及び説明会後に配布したアンケートにおいて、周辺住民からは、十分な意見を聴取されていると考えております。

なお、地区計画変更素案に対する反対の声は確認されませんでした。

次に五つ目、周辺環境等に配慮しているかについてですが、本提案において、建築物については、周辺地域への日影及び圧迫感を軽減し、良好な都市空間を確保するため、壁面の位置の制限が設けられております。

また、提案区域内における想定建物規模は、周辺地域における建築基準法施行条例（京都府）第19条の2の別表に規定された日影規制範囲内の規模に抑える計画とされております。

加えて、区域周辺道路における歩行空間等の整備や、本区域に至るアクセス道路の整備を実施する予定であり、これにより、通学路の安全性向上や地域住民の移動利便性の向上、さらには地域の防災性向上にも寄与する。

これらの審査を踏まえ、市としましては、提案された地区計画につきましては、都市計画決定を行っていく必要があると判断したいと考えております。

以上で、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

この審議会は、都市計画審議会ではありませんので、提案された都市計画の変更を認めるか、認めないかを決める場ではありません。

本審議会の役割としましては、提案された内容が、向日市のまちづくりの方針、つまり、都市計画マスタープランに沿ったものとして、また、向日市のまちづくりに必要な提案として、今後、都市計画の変更手続きを進めていく必要があるものかどうかを、本日、意見として返すことが求められておりますので、委員の皆様にはそのあたり、ご理解ください。

それではただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ではお願いいたします。

○委員 住民の方からも意見があった緑地についてですが、まとまった広場としての利用と、帯状に設けられ、散歩やジョギングができる遊歩道を含む緩衝帯としての利用では、それぞれ異なるメリットがあると思われます。

この点について、あらためてご説明いただきたいです。

また、図面上ではアプローチ広場や緑地帯北側の空間に連続性があるように見えますが、柵などで区切られることなく、自由に行き来できる空間となっているのかも聞かせください。

そのような場合、広めのオープンスペースとして機能するのではと考えています。

○京都府 現在、地区計画で定められている広場（緑地）については、憩える空間とともに、南側居住環境への配慮という意味で、バッファゾーンとしての機能も兼ね備えた形で設定されております。

今回、南側住宅へのバッファゾーンとしての機能について考え直す中で、南側だけではなくて、西側の住環境についても、一定のバッファゾーンとしての機能を設けるために、遊歩道等も含まれた形で整備しようと考えております。

また、憩いの場や遊べる場を確保するため、遊具広場やバスケット広場、オープンスペースを東側に設置し、地区計画における多様な広場機能を確保しております。

また、オープンスペースについてですが、アプローチ広場やデッキ下空間については、柵などで分断するのではなく、空間として連続性を持たせる計画でございます。
○京都府 少しだけ補足をさせていただきます。

広場の新旧対照図をご覧くださいと、現行の南側広場では、人が集まってきた場合、南側の住宅地の方と視線が合いやすく、また、人だまりができたときに緩衝帯になり得ないということもございます。

そのため、帯状に分散させる形に変更することで、適切なバランスを図るものです。

○会長 緑地部分は土になるということでしょうか。

○京都府 箇所によって異なりますが、芝生等も用いて整備する予定です。

○会長 デッキ下空間についても、使える空間として整備されるということでしょうか。

○京都府 はい。アリーナは2階から入場する想定で、そこにつながるデッキの1階部分はオープンスペースとして活用可能です。

○会長 競輪場と明確に空間を区分するような柵や境界線は設けられないということでしょうか。

○京都府 競輪開催日のとき、戦隊シリーズのキャラクターが来たりして、ファミリーの方などに喜んでいただいています。

今後も、イベント等で共通利用することもあり、空間の連続性を確保するため、柵等で区切るということは想定しておりません。

先ほどの委員のご意見と重複するかもしれませんが、実際の広場という意味では、もう少し広い空間が確保できると考えております。

○会長 現行の地区計画では、既存の競輪施設に対して地区計画を設定しており、ここにしか設けられないということで緑地空間が南側にありますが、緑地に整備されることのないまま現在に至っていると思います。

今回整備するにあたり、適切な状態に変えることと、これまで歩車分離をあまりしていなかったものを、適切に歩車分離して通学路を確保するということですね。

○京都府 競輪場南側の道路については、住宅側に2.5メートルの歩道を整備します。

この道路は通学路に指定されており、子供たちが歩道を通って向陽小学校へ登校することができるようになり、安全で快適な空間になるものと考えております。

また、車道は5.5メートルに拡幅し、競輪場側に2.5メートルの遊歩道を整備します。

さらに、北側の柚原向日線について、市役所側に歩道がありますが、競輪場側には歩道がないため、今回、競輪場側に歩道をつくり、周遊できる環境となります。

○委員 緑地面積は増えるのですか。

○京都府 4,600㎡を5,000㎡に増やす計画でございます。

厳密には緑地だけではなく、広場としての機能も含んでいます。

○委員 確かに、南側に緑地の塊があると、人が集まった場合、密度は濃くなり、南側住宅地に影響があると思います。

分散させる意味では、緑地の塊がないほうがいいかなと思います。

それと現状の南西市道の歩道について、もう一度教えてください。

○京都府 路側帯はありますが、歩道はありません。

また、車道幅は、4.9メートルから7メートル程度です。

○委員 それを10メートルぐらいに広げるのですね。

○京都府 はい、住宅街に歩道を設け、車道も拡幅し、競輪場側の擁壁やトタン塀をなくして、遊歩道を設置する予定です。

○委員 10メートルに広げて、小学生の通学も安全を最優先に考えているということですね。

○委員 この擁壁を撤去することについて、説明会などで何かご意見は出なかったのでしょうか。

私自身は、歩道が整備されるのは住環境の改善につながる良い提案だと思っており、この擁壁は景観上あまり好ましくないと感じています。

一方で、この擁壁を撤去することで空間の連続性は生まれますが、反対に懸念される方もいらっしゃるのではないかと思います。

○京都府 説明会では擁壁撤去に対するご意見は特に出ておりませんでした。

むしろ、トタン塀と擁壁で完全に囲まれた空間となり、周辺と調和せず分断された空間だというご指摘がありました。

○会長 ここで申し上げるのもどうかと思いますが、以前、私が向日市に初めて来た際、この場所を一周して、酷いところですねと発言したことを覚えています。

その時は、まさにコンクリート擁壁とトタン塀しかない状況でした。

また、この場所については、緑道から道路側へ子どもが走って飛び出す危険性もあるという話が以前ありました。

そのため、斜面が急になることを踏まえ、飛び出しや転落がないよう植栽等で配慮いただきたいたずいぶん前に申し上げた記憶があります。

○京都府 そのような構造面の配慮についても、今後しっかり検討してまいります。

○会長 十分に配慮していただきたいたずいぶん前だと思います。

かなりの落差がありますね。南側に進むほど高くなっているように感じました。

○京都府 はい、その通りで、南東側が高くなっており、高低差があります。

一部では2メートルを超える箇所もあります。

○委員 アリーナの設置について、個人的には、スポーツやイベントによって交流人口が増え、まちの雰囲気が明るくなって良いことだと思っています。

ただ、その反面、交通渋滞が懸念されます。

車や歩行者が増えると思いますが、それらをどのようにコントロールするか、対策について具体的にお聞かせください。

また、車や歩行者誘導の工夫についても伺いたいと思います。

○京都府 交通対策としては、まずイベント来場者に対して、車での来場を控えていただくよう呼びかけを徹底したいと考えております。

その上で、大型バスや関係車両については、現在の道路状況から、比較的道路幅の広い競輪場西側の道路へ誘導したいと考えております。

また、生活の主軸である都市計画道路御陵山崎線について、現在、A・B・C工区の拡幅工事を進めていますが、直接のアクセスルートにせず、生活道路への影響を軽減したいと考えております。

なお、車での来場自粛の徹底により、他施設でも9割以上が公共交通機関を利用している実績がございますことから、同様の取り組みを徹底したいと考えております。

○委員 そうなると極端に言えば、駐車場をほとんど作らない政策もあり得るのではと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○京都府 駐車場政策は非常に重要と考えておりますので、引き続き検討を重ねているところでございます。

現在、競輪場敷地のうち、ダウンサイジングして残す競輪場の再整備について、公募を進めているところでございます。

この競輪場利用者のための駐車場は西京区域に大きな駐車場があり、こちらの活用方法を敷地全体の計画の中で検討していく必要があるかと思っております。

いずれにしても、アリーナに来場される方につきましては、車で来ないでくださいということを、徹底していきたいと思っております。

○委員 ご説明いただいたように、車で来ないでくださいと言うことはできますが、計画段階から交通の動線そのものをコントロールするまちづくりがあってもよいので

はと感じましたので、工夫を凝らしていただければと思います。

また、今日のような雨の日には、駅からの距離もあって移動が大変だと思います。公共交通、特にバスの本数などについて、どの程度検討されているのかも教えていただけますか。

○京都府 公共交通については、鉄道を中心に考えています。東向日駅や向日町駅には、上下線ともに多くの電車が運行されているため、バスでお越しになれる方はそれほど多くなく、駅から徒歩で来られる方が多いと見込んでいます。

そのため、バスの本数よりも、徒歩におけるルートと時間の分散化を図り、入退場の分散を進めることが重要であると考えているところです。

○委員 徒歩での来場者が増えると、道がいくら広くても混雑は避けられないのではないのでしょうか。

○京都府 ハード整備だけではなくて、ソフト対策の取組がまず重要だと考えております。

その中で、イベント前のグッズ販売によって、来られる時間を分散させたり、帰られる際も、順次、ブロック別に退場していただくような時差退場の徹底、また、ポイントには誘導員を配置して、帰路の誘導を図ります。

他にも、シャトルバスの運行や飲食店でお食事をして帰っていただくなど、様々な形で分散化を図ってまいりたいと思っております。

○委員 地域住民の生活時間帯とずらせる仕組みが重要ですので、丁寧に取り組んでいただければと思います。

○京都府 おっしゃる通り、時差誘導の仕組みをしっかりと検討していきたいと思っております。

あわせてまして、現在、競輪はネット投票が主流ですが、かつてピーク時は3万人以上の来場がありました。

最近では、競輪場敷地でのイベント利用として、K A R A - 1 グランプリや、主催者発表で10万人の方が来られた乙訓地域大物産展を開催した実績もございます。

これらの実績も踏まえ、9,000人規模のアリーナにおいても適切に入退場を対応していけると考えております。

○委員 競輪場に3万人来られていた時、歩行者が多くいたということですか。

○京都府 かなり多くの歩行者の方が来られてました。

○委員 10万人と9,000人では規模が大きく違いますが、これまでの知見を活かして、周辺住民の方々が困らないような誘導や仕組みを作ってもらうのが一番良いと思います。

○委員 今の話に関連した話になりますが、この競輪場の位置というのは、地図では分かりづらいものの、向日町駅からずっと坂になっています。

行くときは、シャトルバスなどで分散して行けても、終わったときには下り坂なので、帰る人はどうしても一斉に下って駅に向かっていくと思います。

これは仕方がないのかなと思っていますが気になる点が2つあります。

一つは、競輪場の事業者とアリーナの事業者が別だという点です。

それぞれが集客しようとする、人が集まる時間や曜日が重なる可能性があり、両方が同時に開催することもあるかと思っています。

競輪場では、ネット投票が主流になったことで、観客は少なくなっていると思いますが、イベント開催時に両方をうまく調整できることは考えられていますか。

もう一つ、向日町駅に向かう向日町停車場線の歩道が狭いという話がありますが、あのエリアは近隣商業地域になっておりますので、賑わいが生まれることが、大事なのかなというふうに思っています。

車で来た場合はアリーナに来てそのまま帰ることが多いですが、歩行者が駅に向かって歩くことで、賑わいが生まれ、地域活性化に繋がると 생각합니다。

そのことが向日市全体に、またその近隣の長岡京市、京都市を含めて、地域が活

性化していき、賑わっていくと思いますので、すぐにはできないと思いますが、ソフト整備などをどう考えておられるのかなどを教えてくださいませんか。

○京都府 まず、アリーナのイベントと競輪のイベントの事業者がそれぞれ異なる可能性があるということで、その想定はされているのかということだったかと思います。

競輪場に訪れる方は減っておりますが、当然、両方のイベントの想定をしておくことが重要かと考えております。

1つの敷地の中に、2つの施設が運営される状況になりますことから、アリーナ事業者と競輪事業者、両運営事業者における連携を重要視していきたいと考えております。

具体的には、定期的な連絡調整を行っていくのはもちろん、イベントスケジュール、動線の状況管理など、効率的な運営を実施することによって、周辺の影響をできるだけ抑えていきたいと考えております。

また、終了時の退場について、時差退場の徹底、飲食店等への誘導、誘導員によるルート誘導などを考えているところでございますが、引き続き、今後決定する事業者と一体になって検討を深めていきたいと思っております。

○会長 東向日駅と西向日駅の両方へスムーズにアクセスできるような動線を整えていただきたいと思います。

また、競輪場は一般的には暗くなったら終わりますが、アリーナは、遅い時間帯に始まるかと思えます。

そのため、先ほどもありました住民との関係についてですが、夜遅い時間に、多くの方が住宅地を通して帰ることのないよう、誘導にもご配慮いただければと思います。

また、アリーナと競輪の連携については、相乗効果で地域が活性化することも期待していますが、近隣に住まわれている方々への影響にも配慮しつつ、うまく棲み分けをお願いできればと思います。

○委員 阪急の東向日駅と西向日駅は、まったく違う性格を持っています。

東向日はかつて人通りも多かったのですが、今は金融機関が撤退するなど、ＡＴＭしか使えないような金融機関もあり、利用者が減っています。

アリーナや競輪場の整備で、再び変化があるかもしれません。

一方、西向日は住宅地であり性質が大きく異なります。

今後、スポーツやイベントで訪れる方が、西向日の緑地などに立ち寄る機会があればよいかと思います。

○委員 アリーナ整備について、さきほどご説明のありましたとおり、住民説明会にご参加された方に対するアンケートなどを通じて賛成の声や期待の大きさが示される一方、さまざまな懸念もあるかと思います。

説明会で出された意見を含め、今後においても、市民の方の不安の声を取り除くような取り組みをしていただければと思います。

○会長 それでは、御意見も出尽くしたかと思います。

提案された都市計画の素案について、都市計画の変更手続をする必要があると判断することに御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで答申させていただきます。いろいろ御意見出ましたので、その点につきましては、これは進めちゃいけないというほどのものよりも、むしろ、よりよくするための御意見がいろいろ出ましたので、それをお含みおきいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。皆様方の御協力により、無事に会議を終えることができました。ありがとうございました。

閉会 午前 １１時 ３５分